

平成 29 年 12 月 21 日

豊田市長

太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 柿島 喜重



豊田市国民健康保険税について（答申）

平成 29 年 6 月 29 日に貴職から諮問を受けた標記のことについて、平成 29 年 6 月 29 日、10 月 19 日、11 月 22 日及び 12 月 21 日の 4 回にわたり、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 平成 30 年度豊田市国民健康保険税率等について
- 2 国民健康保険税率等の見直し時期等について
 - (1) 国民健康保険税の税率等の見直し時期
 - (2) 国民健康保険事業財政調整基金の考え方
 - (3) 一般会計からの公費投入基準の考え方



答 申 書

平成 2 9 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第1 審議経過

当協議会は、平成 29 年 6 月 29 日に貴職から平成 30 年度豊田市国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という。）及び保険税率の見直し時期等について意見を求められた。

1 背景

国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、国民皆保険の最後の砦として、基盤的役割を果たしているが、被用者保険と比べて被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや、低所得者が多く、所得に占める保険税負担が重いなど、構造的な問題を抱えている。

そこで、持続可能な医療保険制度とするため、平成 30 年度からは、新たに都道府県が加わり、市町村とともに国保の運営を行う大改革が実施される場所である。

制度改革後は、県が県全体の医療費を見込み、各市町村から集める国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）や国などからの公費を財源にして、国保の財政を運営する。また、納付金は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を調整し、市町村に割り振られるため、医療費水準や所得水準の高低が、納付金負担の加重・軽減要因となる。そのため、制度改革に伴って被保険者の保険税の負担が急増しないよう、県全体で、医療費等の自然増を超える部分の激変緩和措置が講じられた。市町村は、納付金が納められるように、各市町村の保険税算定方式に基づき、保険税率を定め、被保険者に賦課し、徴収する仕組みに変わる。

2 審議内容

(1) 納付金の仮算定結果

本市に割り当てられた納付金は 111.3 億円余で、市町村ごとに交付される公費等の見込みを差し引いた本市の保険税収納必要額は 96 億円余である。現行の保険税率で試算した保険税収納見込額は 82.1 億円余であり、13.9 億円余の不足が生じる見込みである。本算定結果である確定額が公表されるのが、平成 30 年 1 月以降のため、この仮算定結果により、協議を行った。

(2) 不足額の対応

「保険税の値上げ」、「国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩し」及び「一般会計からの法定外繰入れ」について、協議を行った。

(3) 保険税率の見直しに併せて協議した事項

ア 保険税の応益割合・応能割合については、標準割合が、平成 30 年度から廃止される。この割合を変えると、個々の世帯の保険税額に影響が出るため、この割合の変更の可否について協議した。

イ 保険税の算定方式については、所得割、均等割、平等割、資産割からなる 4 つの方式の組合せがある。本市は、所得割、均等割、平等割からなる 3 方式を採用しているが、今後の算定方式について協議した。

ウ 保険税の賦課限度額については、本市は本協議会の答申により、地方税法

施行令に合わせ、条例改正しているが、今後の方向性について協議した。

(4) 本市の国保の医療費等の見通し

近年、国保被保険者の減少により、医療費総額の伸びは鈍化傾向であるが、保険税収入は減少傾向にあり、また被保険者 1 人当たりの医療費については、上昇傾向にあることを確認した。

(5) 法定外一般会計繰入れの推移と考え方

法定外一般会計繰入れの推移は、保健事業分を除き、平成 27 年度実績 7.3 億円余、平成 28 年度実績 4.1 億円余、平成 29 年度予算 9.5 億円余である。制度改革に沿うよう、現在の公費投入基準の見直しについて協議した。

国や県の方針により、赤字補てんとみなされるものについては計画的に削減解消を目指すものとされ、また、被用者保険の立場からは、保険料との二重負担となっているとの意見があった。

一方で、国保は、低所得者が多く加入しており、また、現状でも所得に占める保険税負担が重い状況にあり、セーフティネットの観点からも、一定の一般会計からの繰入れはやむを得ないという事情があることを確認した。

(6) 基金の考え方

平成 29 年度までは、市町村ごとに運営をしていたため、突発的な医療費の支払いのために保有する必要があったが、都道府県の運営となる平成 30 年度以降は保険給付費の費用負担が都道府県に移るため、その必要がなくなることを確認した。

平成 30 年度以降は県に財政安定化基金が設置され、給付増や保険税収納不足となった場合のために備えられるとともに、収納不足市町村に対し資金の貸付も想定されている。

今後の基金保有の目的は、納付金の支払いに活用することで、保険税の抑制につなげることになるが、県全体で実施される激変緩和措置の終了時や、今後の本市の税収減の状況を踏まえ、当面は、可能な限り、基金を積み立てることが必要であることを確認した。

第 2 答申内容

1 平成 30 年度保険税率について

- (1) 保険税率は、据え置きとすることが適当である。
- (2) 保険税の応益割合・応能割合は、これまでどおり 50 : 50 を目安とし、保険税の算定方式は、3 方式とすることが適当である。
- (3) 保険税の賦課限度額は、法令の改正に合わせて変更することが適当である。
- (4) 保険税収納不足額は、後述する一般会計からの法定外繰入れの公費投入の新基準の範囲内で賄い、その残りの額は基金取崩しにより賄うことが適当である。

【理由】

県全体で実施される納付金の激変緩和措置により、仮算定結果では、保険税収納不足額は 13.9 億円となるが、前年度と同程度の一般会計からの法定外繰入れと基金の取崩しを行えば、対応ができる範囲である。

平成 30 年度は、制度改革初年度のため、納付金の算定には、不確定要素が多くあり、保険税率を見直す判断が難しい状況にある。

制度改革を契機にした、保険税負担の上昇は、被保険者の理解が得られにくい。

2 国民健康保険税率の見直し時期等について

(1) 保険税率の見直し時期

平成 30 年度保険税率の見直しは、制度改革初年度であることから、単年で実施し、平成 31 年度以降の見直し時期は、平成 30 年度に再検討を行うことが適当である。

(2) 基金の考え方

基金保有の目的は、納付金の支払いに活用し、保険税の抑制につなげることが適当である。

そこで、平成 30 年度の基金取崩しによる繰入れは、保険税収納不足額に対し、法定外一般会計から繰入れた残りの分とし、納付金が本算定で増額となった場合は、基金の取崩額の追加で賄うことが適当である。平成 31 年度以降の基金の取崩額は、計画的に行うことが必要なため、平成 30 年度に再検討を行うことが適当である。

(3) 一般会計からの公費投入基準の考え方

一般会計からの公費投入基準として、市の政策等、次に挙げる被保険者に帰すべきでないと考えられるもの及び安定維持分の合計額を、一般会計からの公費投入の目安とし、その範囲内で繰入れをするものとするが、制度改革が安定する時期には、基準を再協議し、赤字補てんとみなされるものについては、計画的に削減解消を目指すことが適当である。

【福祉医療波及分、葬祭費・出産育児一時金分、国民健康保険税減免分、安定維持分（仮算定金額の 5%以内）】

※安定維持分は、制度改革が安定するまでの間、納付金の仮算定における財源不足分を仮算定金額の 5%以内で一時的対応として繰入れることとし、一旦当初予算で計上したのち、本算定確定結果で減額された場合や前年度繰越金の状況により、補正を実施する。



第 3 その他付帯意見

次の 2 点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改正にあたっての留意事項として、国保は低所得者が多く加入されており、現状でも所得に占める保険税負担が重いという状況にある。保険税率改正の際には、保険税の急激的な値上げとならないような配慮が必要である。
- 2 一般会計からの法定外繰入れについては、国民皆保険の最後の砦としてのセーフティーネットの役割は必要なものの、被用者保険の被保険者の立場からは、健康保険料や市税との二重負担になるとの意見や計画的な削減解消を求める意見があることを考慮する必要がある。